

「クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援」

## 補助事業者募集要項

令和8年4月

## 目次

第1	事業目的	3
第2	事業スキーム	3
第3	定義	4
第4	本事業について	4
第5	本事業の実施に当たっての留意事項	8
第6	補助金に係る手続等	8
第7	支援対象者	10
第8	事業規模	12
第9	事業実施期間	12
第10	応募資格	12
第11	応募者の制限	13
第12	補助事業者決定の取消し	13
第13	募集期間	13
第14	質問受付期間	13
第15	応募書類の提出先	14
第16	応募書類	14
第17	決定方法	14
第18	今後のスケジュール（予定）	15
別紙1		16
別紙2		17
別紙3		19
別紙4		27
別紙5		28
別紙6		29
別紙7		31
別紙8		33
別紙9		35

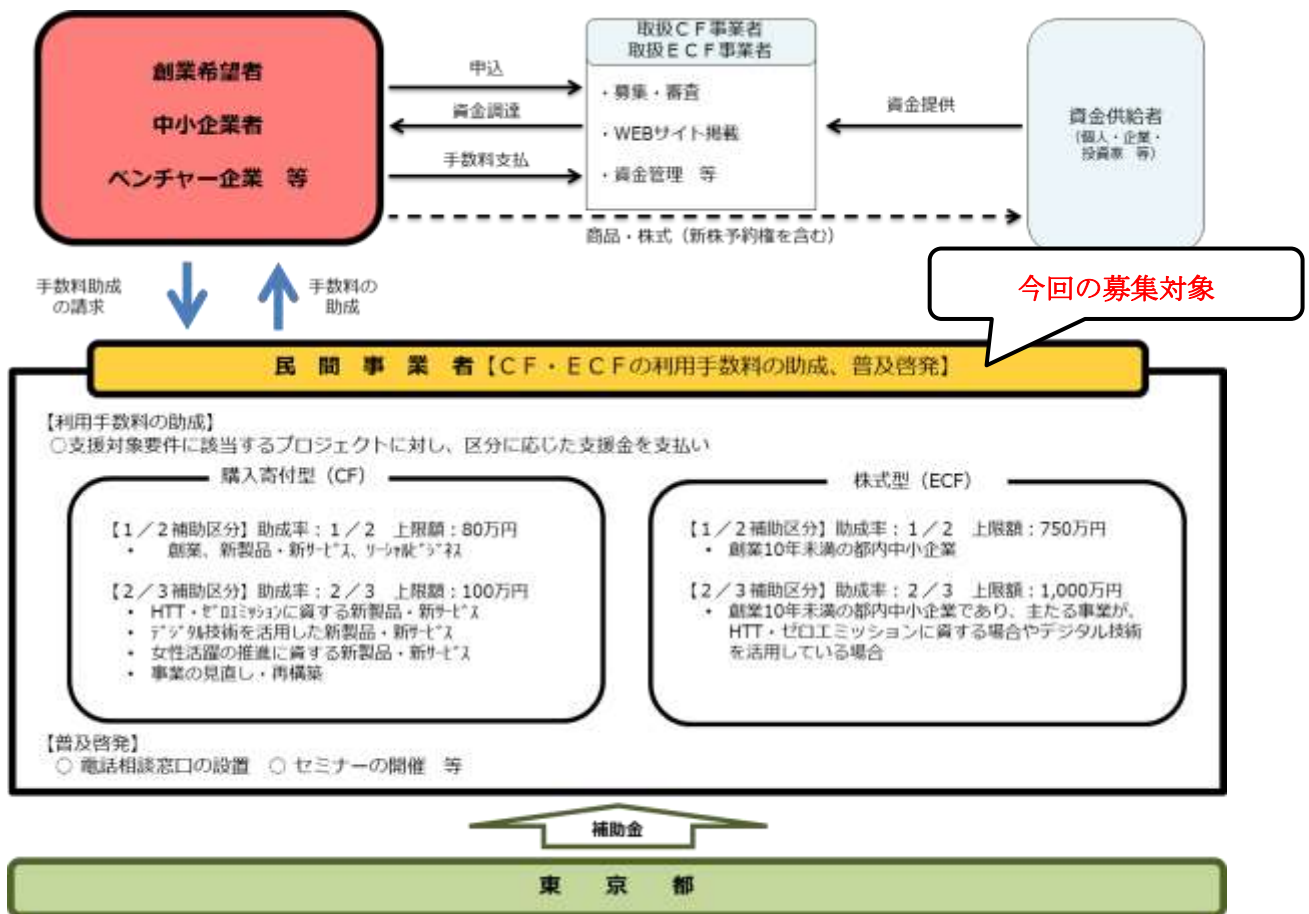
## 第1 事業目的

本事業は、ベンチャー企業や中小企業者等のクラウドファンディング（購入寄付型・株式型）の活用を支援することで、新しいビジネスへの挑戦を促進するとともに、クラウドファンディングの普及も図ることを目的とする事業です。

## 第2 事業スキーム

今回の募集により「補助事業者」を選定し、以下に記載したスキームで業務を行っていただきます。

### 【スキーム図】



### 1 支援対象者

東京都内で事業を行う創業希望者や中小企業者等

※詳細な支援対象者の要件は、「第7 支援対象者」を参照

### 2 支援対象者に対する主な支援内容

- クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）の利用に伴う手数料の一部支援  
取扱CF事業者又は取扱ECF事業者のサービスを活用する際に支払う利用手数料の3分の2以内とし、別に定める上限等の範囲とする。
- 相談窓口による相談対応支援

### 第3 定義

用語	定義
本事業	クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業
C F	クラウドファンディング（購入寄付型）
C F 事業者	クラウドファンディング（購入寄付型）サイトの運営事業者
取扱C F 事業者	本事業において、都から決定を受けたC F 事業者
E C F	クラウドファンディング（株式型）
E C F 事業者	クラウドファンディング（株式型）サイトの運営事業者
取扱C F 事業者	本事業において、都から決定を受けたE C F 事業者
応募者	本募集要項に応じて、第16に記載の応募書類を提出した者
補助事業者	本事業の実施者として都から選定された者
支援対象者	本事業における支援対象者の要件を満たす者
支援金	支援対象者が、取扱C F 事業者又は取扱E C F 事業者のサービスを活用する際に支払う利用手数料に対し、補助事業者が支援対象者に支払う金額
事業年度	本事業における事業年度をいい、4月1日から3月31日までの一年間。ただし、事業開始年度においては、事業の開始日から3月31日までの期間を事業年度とみなす
資金提供者	支援対象者がC F サイト及びE C F サイトに掲載したプロジェクトに賛同し、資金を供給する者

### 第4 本事業について

#### 1 補助事業者について

##### (1) 補助事業者の役割

補助事業者は、次に掲げる事項を行うことを役割とします。

##### ア C F 利用手数料に係る支援

###### (ア) 支援対象者の要件確認

支援金の申請者が、第7の支援対象者の要件を満たす者であることを確認すること

###### (イ) 支援金申請の審査

支援対象者から補助事業者に対する支援金申請は、資金調達及び手数料支払い後（支援金利用の申請）とリターン完了後（支給の申請）の2回とし、補助事業者はその都度、適正な申請かを審査すること

###### (ウ) 支援金の支払い

a 支援金は、同一の支援対象プロジェクトに対する支払いは事業年度中1回を限度とし、同一の支援対象者が実施した異なる支援対象プロジェクトについては事業年度中4回を限度に支払うことができる。

また、支援金の額は、取扱C F 事業者のサービスを活用する際に支払う利用手数料の2分の1以内とし、80万円を上限とする。ただし、支援対象プロジェクトが次に掲げる

①から④のいずれかに該当する場合は、利用手数料の3分の2以内とし、100万円を上限とする。

① H T T ・ゼロエミッション支援

H T T ・ゼロエミッションに資する新製品・新サービスの創出に挑戦するプロジェクトであること

② D X 支援

デジタル技術を活用した新製品・新サービスの創出に挑戦するプロジェクトであること

③ 女性活躍支援

女性活躍の推進に資する新製品・新サービスの創出に挑戦するプロジェクトであること

④ 事業再構築支援

以下のいずれにも該当するプロジェクトであること

(a) 事業の見直し・再構築にチャレンジし、事業の継続・発展を図るプロジェクト

(b) プロジェクト実施者の前期1年間の売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが、前々期と比較して5%以上減少していること

⑤ C F 活用支援

次のいずれかに該当するプロジェクトであること

(a) 創業者（次のいずれかに該当する者）が実施したプロジェクト

i 現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者

ii 創業した日から5年未満である者（個人で創業し法人化した者は、個人で創業した日から5年未満とする）

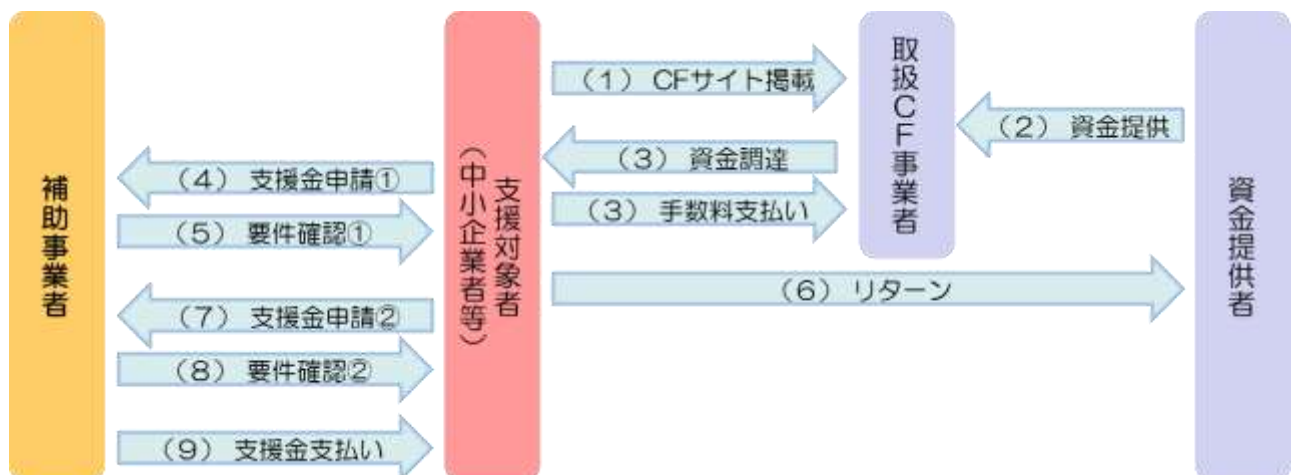
(b) 新製品・新サービスの創出に挑戦するプロジェクト

(c) 「2050東京戦略」の戦略に寄与するソーシャルビジネスを行う者が実施するプロジェクト

b 支援金は、リターンの完了を確認した後に支援対象者に支払うこと

c 支援金は、取扱C F事業者のC Fサイトを利用した場合に限り利用できる。

### 【支援金支払いのフロー図（C F）】



イ E C F 利用手数料に係る支援

(ア) 支援対象者の要件確認

支援金の申請者が、第7の支援対象者の要件を満たす者であることを確認すること

(イ) 支援金申請の審査

支援対象者から補助事業者に対する支援金申請は、資金調達及び手数料支払い後とし、補助事業者は、適正な申請かを審査すること

(ウ) 支援金の支払い

a 支援金の額は、取扱ECF事業者のサービスを活用する際に支払う利用手数料の2分の1以内とし、750万円を上限とする。ただし、支援対象者の主たる事業が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、取扱ECF事業者の利用手数料の3分の2以内とし、1000万円を上限とする。

- ① HTTP・ゼロエミッションの推進を目的とするもの
- ② デジタル技術を活用しDXの推進に繋がるもの

b 同一支援対象者による支援金の利用は、事業年度内1回に限るものとする。

c 支援金は、取扱ECF事業者のECFサイトを利用した場合に限り利用できる。

【支援金支払いのフロー図（ECF）】



ウ CF・ECF等の普及啓発

CF及びECFや本事業を広く普及・PRするため、専用ウェブサイトの制作・運営、セミナーの開催、パンフレットの作成・配布等を行うこと

(ア) 専用ウェブサイトの制作・運営

- a 補助事業者として決定後、専用ウェブサイトを可能な限り速やかに制作し公開すること。
- b 専用ウェブサイトはモバイルにも対応し、東京都の補助事業であることが一見でわかるデザインとすること
- c CF・ECFの仕組みやメリット・デメリットなどの基本的知識を含め、支援対象者が本事業を利用しやすいようわかりやすいものにする
- d 取扱CF事業者・取扱ECF事業者等に対し、各サイトに専用ウェブサイトのリンクを掲載するなどの協力を依頼する等、本事業の普及啓発に努めること
- e 専用ウェブサイトへのアクセス集計及び分析を行い、都に報告すること
- f 制作にあたっては、事前に都と内容を協議し都の了承を得ること

(イ) セミナーの開催

- a セミナーの内容・構成は、補助事業者が企画・提案し、実施すること
- b セミナー開催後、参加者に対しアンケートを実施し集計すること。その際、設問ごとに集計・分析し、セミナーの開催実績と合わせ、都に報告すること
- c 開催にあたっては、事前に都と内容を協議し都の了承を得ること

(ウ) パンフレットの作成・配布

- a 補助事業者として決定後、可能な限り速やかに作成し配布すること
- b パンフレットは、広く配布するものであることから、わかりやすく見やすいものにする
- c 作成及び配布先については、事前に都と内容を協議し都の了承を得ること

(エ) 補助事業者が提案し、都が認めた事業

その他、効果的なCF及びECFの普及啓発施策を提案し、実施すること

エ 支援対象者が本事業を利用する際の相談対応

(ア) 電話相談窓口

- a 支援対象者の属性や、CF及びECFや本事業に係る相談内容に応じて、きめ細かに電話相談を受ける窓口を設置すること
- b 電話相談窓口の責任者には、CFまたはECFの相談業務に携わった実績がある者を配置すること
- c 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時の間は、開設すること（ただし、都の了承を得られた場合を除く。）
- d メールでの相談等にも対応すること
- e 相談記録簿を作成し、月次で報告書を作成のうえ、都に提出すること

(イ) その他、支援対象者がCF及びECFや本事業を利用する際に必要と思われる相談対応施策があれば提案すること

オ 本事業に係る他機関との連携

中小企業支援機関（例えば、東京都中小企業振興公社、東京商工会議所等）と連携し、支援対象者に対するより効果的な支援を提案、実施すること

カ 補助金の申請、管理及び経理事務

キ その他必要と認められる業務

(2) 補助事業者は、本事業の統括責任者を配置する必要があります。

(3) 補助事業者は、この募集要項に定めるもののほか、都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要があります。

## 2 取扱CF事業者及び取扱ECF事業者との連携について

取扱CF事業者及び取扱ECF事業者は、別途都が選定します。本事業において、補助事業者と取扱CF事業者・取扱ECF事業者は、密な連携により支援対象者に対し効果が高い支援事業を実施してください。

(参考) 取扱CF事業者・取扱ECF事業者の役割

取扱CF事業者及び取扱ECF事業者は、次に掲げる事項を行うことを役割とします。

- ア プロジェクトを実行するための支援
- イ 本事業に係るCF及びECFの普及啓発
- ウ 補助事業者との連携
- エ その他必要と認められる業務

## 第5 本事業の実施に当たっての留意事項

### 1 本事業の責任

本事業は補助事業であることから、補助事業者自らの責任において、事業を実施することとします。

### 2 要綱の作成

- (1) 補助事業者は、本事業の実施に当たって必要な事項を明記した要綱を定め、都の承認を受けてください。
- (2) 補助事業者は、要綱を変更しようとするときは、その都度事前に都の承認を受けてください。

### 3 事業計画の作成

- (1) 補助事業者は、本事業の事業年度毎に事業計画を作成し、都の承認を受けるものとし、なお、事業計画には、各業務の内容と予算内訳を盛り込んでください。
- (2) 補助事業者は、事業計画を変更しようとする場合は、その都度事前に都の承認を受けるものとします。ただし、本事業に実質的影響のない軽微な変更については、この限りではありません。

### 4 月次の報告書類

- (1) 補助事業者は、都に対して「第4 本事業について」1(1)に掲げる役割のうち次の事項について、月次報告書を提出してください。
  - ア 支援金の利用実績（申請件数、支援金支出件数及び金額、プロジェクト名等）
  - イ 専用ウェブサイトへのアクセス集計及び分析等
  - ウ セミナーの開催実績、アンケート集計及び分析等
  - エ 電話相談窓口の相談実績等
  - オ その他、補助事業者として、特に活動を行った実績
- (2) 月次報告書の提出期限は、月末の翌月15日までとします。

## 第6 補助金に係る手続等

### 1 補助金の交付対象

- (1) この補助金は、「第4 本事業について」1(1)に基づき補助事業者が都の補助事業として実施したものについて、予算の範囲内において交付するものであり、補助対象経費は別紙5に定めるとおりとします。
- (2) 前項の補助金には、消費税及び地方消費税分を含めません。

## 2 補助金の交付の申請

補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、別紙6による補助金交付申請書を都に提出しなければなりません。

## 3 補助金の交付決定

都は、交付の決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができます。

## 4 重複受給の禁止

補助事業者は、本事業について複数の補助金等を受給することはできません。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではありません。

## 5 実績報告

- (1) 補助事業者は、四半期毎の補助事業が完了したときは、翌月15日までに（ただし、第4四半期については当該事業年度の3月31日まで）、別紙7による補助事業実績報告書を都に提出しなければなりません。
- (2) 事業年度中において、都から実績報告又はその他の報告を求められた場合には、補助事業者は、都に対して速やかにその報告を行います。

## 6 補助金の額の確定

都は、5の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に通知するものとします。

なお、都が、補助事業者に対して行う検査は四半期毎に実施（四半期末の翌月25日までに実施）する予定です。

## 7 補助金の支払等

- (1) 補助金は概算払とし、四半期ごとに補助事業者からの請求に基づく分割払いとします。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙8による概算払請求書を都に提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、(1)の規定に基づき、次の四半期以降の補助金の交付を受けようとする場合には、6の規定による補助金の額の確定を受けた後、速やかに別紙9による精算書を都に提出しなければなりません。なお、当該年度の途中で精算すべき残金がある場合は、これを都に提出の上、次の四半期に繰り越すことができます。
- (4) 都は、(3)の精算手続を完了しなければ、次の四半期以降の補助金を交付することができません。

## 8 是正のための措置

都は、6の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措

置を命ずることができます。

## 9 交付決定の取消し

都は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
  - (4) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていることが明らかになったとき
  - (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
  - (6) 補助事業者の決定が取り消されたとき
- なお、この規定は、6の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

## 10 補助金の返還

- (1) 補助事業者の役割に定められた業務を行わなかったことが明らかになった場合は、都に対して当該補助金の返還をしなければなりません。
- (2) 補助金のうちの支援金に関して、補助事業者は、支援対象者のプロジェクトの成否に責任を負わないことから、プロジェクトの成否をもって都に対する当該補助金の返還が行われることはありません。
- (3) 支援の対象となった案件について、支援対象者が、資金調達時に設定した用途通りに資金を利用しなかったことが明らかになった場合、補助事業者は、都に対して補助金の返還を行わなければなりません。
- (4) 支援の対象となった案件について、支援対象者が事後的に反社会的勢力との関係があることが明らかになった場合、補助事業者は、都に対して当該補助金の返還を行わなければなりません。

## 11 検査・報告に応ずる義務

補助事業者は、都が都職員をして、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させる場合又は補助事業について報告を求めさせた場合は、これに応じなければなりません。

## 12 補助事業の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 第7 支援対象者

本事業の支援対象者は、取扱C F事業者又は取扱E C F事業者が行うサービスを利用した者の

うち、次の個別事項（CFは（1）、ECFは（2）に規定）のいずれかにそれぞれ該当し、かつ、（3）に規定する共通事項のいずれも満たす者とします。

（1） 個別事項（CF）

ア HTT・ゼロエミッション支援

HTT・ゼロエミッションに資する新製品・新サービスの創出に挑戦する者であること

イ DX支援

デジタル技術を活用した新製品・新サービスの創出に挑戦する者であること

ウ 女性活躍支援

女性活躍の推進に資する新製品・新サービスの創出に挑戦する者であること

エ 事業再構築支援

以下のいずれにも該当する者であること

（ア） 事業の見直し・再構築にチャレンジし、事業の継続・発展を図る者であること

（イ） 前期 1 年間の売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが、前々期と比較して5%以上減少していること

オ CF活用支援

以下のいずれかに該当する者であること

（ア） 創業者（以下のいずれかに該当する者）

a 現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者

b 創業した日から5年未満である者（個人で創業し法人化した者は、個人で創業した日から5年未満とする）

（イ） 新製品・新サービスの創出に挑戦する者

（ウ） 「2050東京戦略」の戦略に寄与するソーシャルビジネスを行う者

（2） 個別事項（ECF）

ア 創業した日から10年未満である企業（個人で創業し法人化した者は、個人で創業した日から10年未満とする）

（3） 共通事項

ア 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置き、東京都内で事業を行う事業者であること（東京都内で事業を行う計画を有する創業希望者・事業者を含む。）

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者の範囲に合致していること（現在、事業を営んでおらず、新たに事業を開始しようとする具体的な計画がある者や、特定非営利活動法人、一般社団法人等を含む。）

ウ 大企業が実質的に経営を支配していないこと

エ 宗教教育その他いかなる宗教活動に該当する事業でないこと

オ 政治活動に該当する事業でないこと

カ 以下の事業に該当しないこと

（ア） 違法若しくは適法性に疑義のある事業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業又は公序良俗に問題のある事業

（イ） 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

- キ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- ク 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- ケ 原則として法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- コ 事業の形態は、個人又は法人（特定非営利活動法人、一般社団法人等を含む。）であること

## 第8 事業規模

本事業が想定する事業規模は、以下のとおりです。

- (1) 令和8年度の補助金の限度額 481,854千円  
 (内訳) 支援金(総額) 379,926千円(支援対象件数は、概ね775件)  
 支援金(総額)以外 101,928千円
- (2) 上記(1)に記載した「支援金」と「支援金以外」での経費の流用は認められません。

## 第9 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年4月1日を起算日として、起算日から3年以内とします。

なお、東京都は年度ごとに予算要求を行い、東京都議会の議決をもって次年度の補助金額を確定します。

## 第10 応募資格

補助事業者は、次の条件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 東京都内に本店若しくは主たる事業所を置く法人であること
- (2) 現在かつ2年以上、CFまたはECFに関する事業に携わっており、直近2期決算が当期赤字及び債務超過でないこと
- (3) 電話相談業務においては、CFまたはECFに係る相談業務に携わった経験がある者を責任者に置くこと
- (4) その他、以下の要件をすべて満たすこと
  - ア 本事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること
  - イ 宗教教育その他いかなる宗教活動も行っていないこと。
  - ウ 以下の事業を行っていないこと。
    - (ア) 違法若しくは適法性に疑義のある事業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でない判断される事業又は公序良俗に問題のある事業
    - (イ) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により定める風俗営業など)
  - エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
  - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始申立、または民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者であること

カ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと

キ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと

ク 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

ケ 事業税その他租税の未申告・滞納がないこと

コ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

サ 以下の事業者には該当しないこと

(ア) 行政処分により業務停止命令の期間中である事業者

(イ) 行政処分により業務改善命令等を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない事業者

## 第11 応募者の制限

C F事業者及びE C F事業者と「一定の資本関係又は人的関係」がある者は、応募できないものとします。

本件における「一定の資本関係又は人的関係」がある者とは、以下のとおりとします。

### (1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

## 第12 補助事業者決定の取消し

1 都は、補助事業者が本事業の実施期間中に「第10 応募資格」の要件を満たさないことが認められた場合は、補助事業者の決定を取り消すことができます。

2 補助事業者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、補助事業者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに都と協議してください。

## 第13 募集期間

令和8年4月27日（月） から 同年5月15日（金）（消印有効）

## 第14 質問受付期間

令和8年4月27日（月） から 同年5月7日（木）午後4時まで

・質問を文章にて、E-mailにより送付してください（様式自由）。

**送付先** [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

- ・口頭による質問は受け付けません。
- ・メールの件名を「(補助事業者) 質問」としてください。
- ・メール本文中に、回答の送付先(質問者の法人名・担当部署・担当者職氏名・E-mailアドレス)を記載してください(記載がない場合、回答を送付しない場合があります。)
- ・回答は、E-mailにより令和8年5月12日(火)(予定)までに送付します。

## 第15 応募書類の提出先

第13の募集期間内に、次の提出先まで郵送してください。

- ・郵送は簡易書留など郵送物の追跡ができる方法でご提出ください。
  - ・一部の書類(下記★印)については、PDFファイルのメール提出も可能です。
- ただし、募集期間内に第13に記載の書類全ての提出が必要です。

**提出先** 東京都 産業労働局 金融部 金融課 金融支援施策担当  
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階北側  
 電話 03-5000-7716 (平日9時~17時)  
 mail [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

## 第16 応募書類

応募に際し、都に提出する書類等は、次のとおりとします。

応募書類	必要部数	備考
参加申込書 ★	1部	様式は「別紙1」を用いること。
企画提案書 ★	1部	「別紙2」に従い、様式は「別紙3」を用いること。 ※必要に応じ、様式の枠を拡大・縮小してください。ただし、A4用紙 <u>15枚以内</u> におさめてください。
誓約書	1部	様式は「別紙4」を用いること。
履歴事項全部証明書	1部	直近3か月以内に取得したもの
都発行の法人事業税及び法人住民税の納税証明書	1部	最新のもの
会社案内・パンフレット ★	1部	※両面印刷可
確定申告書(写) ★	各1部	税務署に提出した直近3期分の法人税確定申告書すべて(決算報告書を含む。) ※設立から3期に満たない場合は、設立期以降すべての確定申告書の提出をお願いします。 ※両面印刷可
その他、都が必要と認めた書類	—	別途指示があった場合に提出

## 第17 決定方法

### 1 要件確認

応募者が第10に掲げる応募資格の要件を満たしているかについて、書面上の確認を行います。  
 なお、この時点で、応募資格の要件を満たさないことが明らかな場合、以降の審査は実施し

ません。

## 2 審査会

### (1) 実施時期（予定）

令和8年6月

### (2) 選定方法

応募書類に基づき厳正な審査を行い、評価の高い応募者を補助事業者の候補者として選定します。

## 3 補助事業者の決定

審査会の結果を踏まえ、都が補助事業者を1者決定します。

## 4 注意事項

- (1) 都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
- (2) 都が補助金を支出することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、審査会の審査は行いません。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じません。
- (4) 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。
- (5) 都は、必要に応じて外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができるものとします。
- (6) 都は、自らの裁量において予告なく本募集要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、都は、本募集要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとします。

## 第18 今後のスケジュール（予定）

・質問受付の締切り	令和8年5月7日（木）午後4時
・応募書類の締切り	令和8年5月15日（金）（消印有効）
・審査会の実施	令和8年6月
・補助事業者の決定	令和8年7月上旬
・事業開始の準備	令和8年7月上旬～7月下旬
・事業開始	令和8年7月下旬

## 参加申込書

当社は、「クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援」に係る補助事業者の募集への参加を申し込みます。

法人名		
所在地		
代表者（職・氏名）		
担当部署		
担当者（職・氏名）		
連絡先	Tel	
	E-mail	
URL		

「『クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援』補助事業者募集要項」第10に記載の応募資格の要件をいずれも満たすことを確認しました。 はい / いいえ

## 企画提案書の記載事項

### 1 企画提案書を記載するうえでの前提

次の前提に基づく企画提案を行ってください。

- (1) ベンチャー企業や中小企業者等のクラウドファンディング（購入寄付型・株式型）の活用を支援することで、新しいビジネスへの挑戦及び社会的課題の解決への取組を促進するとともに、CF及びECFの普及を図ることを目的とすること
- (2) 都の公金を原資とする補助金を活用するため、支援対象者の要件確認、報告及び検査といった必要手続について適切に実施・対応すること
- (3) 東京都施策の補助事業者として、「適切な資金管理」や「丁寧な支援」といった観点から業務内容や運営体制を構築すること

### 2 企画提案書への記載内容

<b>第1 補助事業者の概要</b>
<b>1 組織概要</b>
(1) 事業目的
(2) 業歴・履歴
(3) 過去3期の決算状況と今期の見込み
(4) 組織体制
(5) 経営者及び役員の経歴
<b>2 実績</b>
(1) 中小企業者に対する具体的な支援の実績 (例) 当該実績の事業内容 等
(2) クラウドファンディング（CFまたはECF）に係る具体的な支援の実績 (例) セミナー、相談業務 等
<b>3 実施体制</b>
本事業全体の実施体制（イメージ図を含む） (統括責任者と都との窓口となる担当者を含む)
<b>第2 本事業に関する管理方法等</b>
<b>1 補助金の管理方法等</b> (補助金の管理方法、個人情報を含む書類の管理方法、自社業務との区分経理の方法を含む)
<b>2 苦情等の対応方法</b>
<b>3 支援対象者（中小企業者等）について暴力団等の反社会的勢力を排除する取組み</b>
<b>第3 各業務の実施内容等</b>
<b>1 CF利用手数料及びECF利用手数料に係る支援</b>
(1) 人員体制
(2) 実施方法・内容（支援対象者の利便性の視点等）
<b>2 CF・ECF等の普及啓発</b>
(1) 専用ウェブサイトの制作・運営の方法

<p>ア 人員体制</p> <p>イ 実施方法・内容（CF・ECFや本事業に興味や関心を持つ視点等） （専用ウェブサイトの制作・運営の方法、サイトオープン時期の目途を含む）</p>
<p>(2) セミナーの開催</p> <p>ア 人員体制</p> <p>イ 実施方法・内容（様々な属性（年齢、性別、職業等）が参加できる視点等） （開催時期、開催場所・時間、参加者の募集方法、想定する講師を含む）</p>
<p>(3) パンフレットの作成・配布</p> <p>ア 人員体制</p> <p>イ 実施方法・内容（CF・ECFや本事業に興味や関心を持つ視点等） （配布先や作成部数を含む）</p>
<p>(4) 効果的な普及啓発施策【企画提案】</p> <p>ア 人員体制</p> <p>イ 実施方法・内容</p>
<p>3 相談対応</p>
<p>(1) 電話相談窓口</p> <p>ア 人員体制（責任者の経歴を含む） （窓口の責任者にはCFまたはECFの相談業務に携わった実績がある者を配置すること）</p> <p>イ 実施方法・内容（開設時間を含む）</p>
<p>(2) 効果的な相談対応施策【企画提案】</p> <p>ア 人員体制</p> <p>イ 実施方法・内容</p>
<p>4 他機関との連携【企画提案】</p>
<p>(1) 人員体制</p> <p>(2) 実施方法・内容</p>

### 3 注意事項

- (1) 企画提案書の記載に当たっては、上記項目を全て盛り込んでください。
- (2) 企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、応募者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、いずれも返却しません。不要となった書類の廃棄については、都が責任をもって行います。
- (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがあります。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 企画提案書の様式は「別紙3 企画提案書」を使用してください。必要に応じ、様式の枠を拡大・縮小してください。ただし、A4用紙15枚以内におさめてください。
- (7) 企画提案書の各ページの下部には、ページ番号を1、2、3、…と付してください。
- (8) 都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、応募書類提出後の追加資料提出は一切認めないので注意してください。

## 企画提案書

## 第1 補助事業者の概要

## 1 組織概要

## (1) 事業目的

(記述欄)

## (2) 業歴・履歴

(記述欄)

## (3) 過去3期の決算状況と今期の見込み

	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期	〇〇年〇月期 (見込み)
売上高				
売上総利益				
営業利益				
経常利益				
当期純利益				
総資産				
借入金				
純資産				
説明				

(注) 設立から3期に満たない場合は、設立期以降すべての決算状況を記入してください。

(4) 組織体制

(記述欄)

(5) 経営者及び役員の経歴

役職名	氏名	略歴

2 実績

(1) 中小企業者に対する具体的な支援の実績（事業実績を含む）

(記述欄)

(2) クラウドファンディング（CFまたはECF）に係る具体的な支援の実績  
（セミナー開催や相談業務等）

（記述欄）

### 3 実施体制

本事業全体の実施体制（イメージ図を含む）  
（統括責任者と都との窓口となる担当者を含む）

（記述欄）

## 第2 本事業に関する管理方法等

### 1 補助金の管理方法等

(補助金の管理方法、個人情報を含む書類の管理方法、自社業務との区分経理の方法を含む)

(記述欄)

### 2 苦情等の対応方法

(記述欄)

### 3 支援対象者（中小企業者等）について暴力団等の反社会的勢力を排除する取組み

(記述欄)

### 第3 各業務の実施内容等

#### 1 CF利用手数料及びECF利用手数料に係る支援

##### (1) 人員体制

(記述欄)

##### (2) 実施方法・内容（支援対象者の利便性の視点等）

(記述欄)

#### 2 CF・ECF等の普及啓発

##### (1) 専用ウェブサイトの制作・運営の方法

###### ア 人員体制

(記述欄)

###### イ 実施方法・内容（CF・ECFや本事業に興味や関心を持つ視点等）

（専用ウェブサイトの制作・運営の方法、サイトオープン時期の目途を含む）

(記述欄)

##### (2) セミナーの開催

###### ア 人員体制

(記述欄)

イ 実施方法・内容（様々な属性（年齢、性別、職業等）が参加できる視点等）  
（開催時期、開催場所・時間、参加者の募集方法、想定する講師を含む）

（記述欄）

（3）パンフレットの作成・配布

ア 人員体制

（記述欄）

イ 実施方法・内容（CF・ECFや本事業に興味や関心を持つ視点等）  
（配布先や作成部数を含む）

（記述欄）

（4）効果的な普及啓発施策【企画提案】

ア 人員体制

（記述欄）

イ 実施方法・内容

（記述欄）

### 3 相談対応

#### (1) 電話相談窓口

##### ア 人員体制（責任者の経歴を含む）

（窓口の責任者にはCFまたはECFの相談業務に携わった実績がある者を配置すること）

（記述欄）

##### イ 実施方法・内容（開設時間を含む）

（記述欄）

#### (2) 効果的な相談対応施策【企画提案】

##### ア 人員体制

（記述欄）

##### イ 実施方法・内容

（記述欄）

### 4 他機関との連携【企画提案】

#### (1) 人員体制

（記述欄）

(2) 実施方法・内容

(記述欄)

## 誓約書

東京都知事 殿

クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第19条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第20条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

所在地  
\_\_\_\_\_法人名  
\_\_\_\_\_代表者職氏名  
\_\_\_\_\_

印

- \* 法人の実印を押印してください。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、例えば以下の者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 等

## 補助対象経費

補助対象経費は、以下①②の条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費とする。

- ① 補助事業として実施するための必要最小限の経費
- ② 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして、明確に区分できる経費

注：支援金と他の経費区分の流用は認められません。

## 補助対象経費一覧

経費区分	内 容
支援金	支援対象者が、取扱CF事業者または取扱ECF事業者のサービスを活用する際に支払う利用手数料に対し、補助事業者が支援対象者に支払う支援金
報償費	本事業に関する管理業務及び専門的な見地からの判断が求められる業務に直接従事するものが実際に携わった業務時間を対象とする。 ① 対象は、役員及び正社員等とする。 * 給与・報酬等の支払実績の確認ができることを必要とする。 ② 従事者別に記載した作業月報の作成を必要とする。
賃金	本事業に関する一般事務に直接従事するものが実際に携わった業務時間を対象とする。 ① 対象は、正社員及び臨時社員等とする。 * 給与・報酬等の支払実績の確認ができることを必要とする。 ② 従事者別に記載した作業月報の作成を必要とする。
一般需用費	本事業に関して発生した一般需用費を対象とする。 補助対象となる一般需用費の範囲は以下の通りとする。 ・ 会議費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ その他、本事業に関して発生する諸経費
役務費	本事業に関して発生した役務費を対象とする。 補助対象となる役務費の範囲は以下の通りとする。 ・ 製本した印刷物を送付するために発生する手数料 ・ その他、本事業に関して発生する役務費
委託料	本事業に関して発生した委託料を対象とする。 補助対象となる委託料の範囲は以下の通りとする。 ・ 外部の専門家への委託費 ・ その他、本事業に関して発生する委託費
使用料及び賃借料	本事業に関して発生した使用料及び賃借料を対象とする。 補助対象となる使用料及び賃借料の範囲は以下の通りとする。 ・ 会場の借り上げ費 ・ その他、本事業に関して発生する使用料及び賃借料

様式第1（第8条関係）

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者

年度 クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した  
資金調達支援に係る補助金交付申請書

このことについて、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付申請額

\_\_\_\_\_円  
※ 四半期別実施計画は別紙のとおり

- 4 補助事業の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

- 5 添付書類
  - (1) 定款
  - (2) 事業報告書
  - (3) 決算書

四半期別実施計画額

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位：円)

区 分	交付申請額	四 半 期 別 計 画 額			
		第 1	第 2	第 3	第 4
総額					
支援金 合計					
(科目)					
その他 合計					
(科目)					

様式第 7 (第 15 条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者年度 クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援  
に係る補助事業実績報告書（第 四半期分）

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業を完了しましたので、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

## 記

1	補助金交付決定額	金	円
	同 年月日	年 月 日	
2	前回までの実績額	金	円
3	今回報告額	金	円
4	前回までの実績額と今回報告額の合計	金	円
5	残額	金	円

※ 内訳は別紙

補助事業実績報告書 内訳  
(第 四半期分)

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位：円)

区 分	交付決定額	前回までの 実績額	今回報告額 (第 四半期)	実績 (年度累計)	残額
合 計					
支援金 合計					
(科目)					
その他 合計					
(科目)					

様式第 9 (第 17 条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名 称  
代表者年度 クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援  
に係る補助金概算払請求書（第 四半期分）

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求します。

記

1	交付決定額	金	円
2	請求額	金	円
	今回所要額 (A)	金	円
	前回繰越額 (B)	金	円
	請求額 (A) - (B)	金	円
3	請求内訳		

別紙のとおり

様式第9 別紙

請求内訳

(単位：円)

区 分	請求額				備考
		今回所要額 (A)	前回繰越額 (B)	請求額 (A-B)	
合 計					
支援金 合計					
(科目)					
その他 合計					
(科目)					

様式第 10 (第 17 条関係)

年 月 日

東京都知事殿

所在地  
名称  
代表者

年度 クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援  
に係る補助金概算払精算書（第 四半期分）

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記により精算します。

記

1	交付決定額	金	円
2	概算受領額	金	円
3	今回確定額	金	円
4	返還額	金	円
5	次期繰越額	金	円

概算払精算表（第 四半期分）

（単位：円）

事項	実施計画額	概算払受領額	精算額		備考
			実施額	精算残額	
補助事業					
支援金					
その他					